

会議名称 足立区地域保健福祉推進協議会 子ども支援専門部会（平成29年度第3回）	整理番号	3445
	作成年月日	平成30年3月15日
	作成者	子ども政策課
	所属・氏名	子ども・子育て支援制度担当 小村
開催日時 平成29年12月20日（水）午後2時～3時15分	配付先 子ども支援専門部会員・特別部会員（意見表明者）	
開催場所 足立区役所中央館8階 特別会議室		
議題 「養育支援訪問事業の拡充及び子育て応援隊子育てホームサポート事業の見直しについて」ほか	配付資料 追加資料4部	
出席者（敬称略）（計35名） （部会員）橋本英樹、古庄宏吉、川下勝利、大面貴紀、乾雅榮、橋本幸雄、青木光夫、鳥山高章 （特別部会員（意見表明者））齊藤多江子、金杉洋子、廣島清次、中嶋篤子、佐藤登志枝、神藤とよ子、掛川秀子、三浦昌恵、小田恵美子、中台恭子 （事務局）子ども政策課長 松野 美幸 （関連部署）待機児ゼロ対策担当課長 臺 富士夫、子ども施設指導・支援担当課長 小室 晃、子ども施設整備課長 田巻正義、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園課長 千ヶ崎嘉彦、青少年課長代理 広瀬弘紀、こども家庭支援課長 高橋 徹、教育指導課長代理 松本清史、住区推進課長 望月義美、区民参画推進課長 下河邊純子、保健予防課長 増田和貴、親子支援課長 境 博義、障がい福祉センター所長 宮田資朗、子どもの貧困対策担当課長 岩松朋子、くらしとしごとの相談センター所長 橋本忠幸、交通対策課長 須藤純二		
議事内容（議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他）		
1 報告事項		
(1)養育支援訪問事業の拡充及び子育て応援隊子育てホームサポート事業の見直しについて ＜こども家庭支援課＞		
2 情報連絡事項		
(1)家庭的保育事業者に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について ＜子ども施設指導・支援担当課＞		
(2)区立あやせ保育園の都立東綾瀬公園防災トイレ南側広場への移転に関する取り組み状況について ＜子ども施設運営課＞		
(3)小規模保育事業の運営予定事業者の選定について ＜子ども施設整備課＞		
(4)民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定について ＜子ども施設整備課＞		
(5)足立区立保育園の民営化に伴う運営予定事業者の選定について ＜子ども施設整備課＞		
(6)足立区環境整備基準に基づく小規模保育施設の設置について ＜子ども施設整備課＞		
(7)第3回保育再就職セミナーの開催報告について ＜子ども施設整備課＞		
(8)「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクションプランの平成28年度実績及び評価結果について ＜子どもの貧困対策担当課＞		
(9)区内東部地域「居場所を兼ねた学習支援」事業ランチ（分室）の開始について ＜くらしとしごとの相談センター＞		

(10)区内北部地域「居場所を兼ねた学習支援」事業委託の事業者の選定について

<くらしとしごとの相談センター>

(11)ひとり親家庭応援事業「学習支援事業(派遣型)」の実施について

<親子支援課>

(12)平成29年度「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMAP)」における  
タブレット端末を利用した情報提供について

<保健予防課>

## 第3回足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会

平成29年12月20日(水) 午後2時00分～

足立区役所中央館8階 特別会議室

### 松野子ども政策課長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、子ども政策課長の松野でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

早速ですが、開催に先立ちまして、資料を確認させていただきます。本日の資料は、事前に送付させていただいておりますが、皆様、お持ちになっていらっしゃるでしょうか。もしお忘れであったり、不足がありましたらお声がけをいただければと思います。

また、当日の資料としまして、本日席上配布をさせていただいているものが4点ございます。1つが、資料1と右肩に書かれているもので、川下委員、古庄委員、齊藤委員より事前にいただきましたご質問をまとめたものでございます。後ほど、お時間をいただいて、ご説明させていただきます。

次に、資料2としまして、第2回子ども支援専門部会の中でご質問がございました交通安全教室に関する質問内容をまとめたものでございます。こちらについては、後ほど担当課長のほうからご説明をさせていただきます。

それから資料3としまして、第2回子ども支援専門部会の会議録を配布させていただきました。修正等ございましたら、1月9日までに事務局のほうにご連絡をいただければと思っております。

最後に資料4、ネットのニュース記事のコピーをお配りさせていただきました。昨今、幼児教育の無償化について、かなり取り上げられております。今後、部会の中でも話題になっていくのではないかとということで、参考までにお配りさせていただいたものでございます。

以上の4点が、本日の席上配布資料でございますが、皆様、お手元でございますでしょうか。

大丈夫ですので、進めさせていただきますと思います。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席をいただいておりますので成立することをご報告申し上げます。

それでは、早速議事に入っていきたいと思っております。議事の進行につきましては、橋本部長にお願いしたいと存じます。それではどうぞよろしくお願いいいたします。

### 橋本部長

よろしくお願いいいたします。

本日は、お手元の資料のとおり、審議・調査事項がございませんので、報告事項が1件、これについて報告を受けた後、情報連絡事項につきましては、事前に読んでいただいていることを前提に、ご意見があれば伺うという形にさせていただきたいと思っております。年度末のお忙しい中、集まっていたいただい本場に恐縮なんですけど、さっと仕上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速ですが、報告事項の1、養育支援訪問事業の拡充及び子育て応援隊子育てホームサポート事業の見直しについて。こども家庭支援課長のほうから、よろしくお願いいいたします。

## 高橋こども家庭支援課長

こども家庭支援課長でございます。私のほうから、養育支援訪問事業の拡充及び子育て応援隊ホームサポート事業の見直しにつきまして、報告させていただきます。

右肩に「報告事項1」というペーパーをごらんいただければと思います。この養育支援訪問事業ならびに子育て応援隊ホームサポート事業につきまして、事前質問におきましても、事業内容が理解できないとのこと指摘がありました。申し訳ありません。まずは、次のページの別紙からご覧いただき、両方の事業内容をお話させていただきながら、どこの部分を縮小して、どこの部分を拡充するかというところを見ていただければと思っております。

私どもこども家庭支援課でございますが、主に養育支援に係る部門を担当している課でございます。私どもは養育支援に係る部門ではございますが、誰でも手を挙げられる一般の事業と、あとはコアな部分で、養育困難な家庭に対する個別支援というものを行っております。

この表の左肩ですが、下の部分から説明させていただきます。子育て応援隊子育てホームサポート事業、これは一般の事業でございます。その中でも2つあります。預かり・送迎を行う部分と、預かりを月ぎめで行うという、この2種類があります。

まず、預かり・送迎の部分でございますが、対象年齢は小学生まで。支援内容ですが、一時的な預かり、保育施設等への送迎。預かりと送迎という形です。また、支援場所は児童宅、またはサポーター宅という状況でございます。サポーターと支援を受けたい利用者のマッチングは、NPOのほうでコーディネートしていくというものでございまして、委託先は区内6つのNPO法人となっております。利用料金につきましては1時間500円。朝夕等の朝8時までとか、あと夕方5時以降というような形ですと、1時間800円を利用者さんに負担いただくという事業でございます。

ちょっと話がそれてしまうのですが、ファミリーサポートセンター事業というものを、皆さんも聞いたことがあるかと思いますが、ファミリーサポートセンター事業は平成10年頃足立区でも導入しておりまして、それは地域の提供会員と利用会員をファミリーサポートセンター、足立区では社会福祉協議会がマッチングさせるという形、1対1でやっていただくというような事業でございます。このホームサポート事業は、それをより使いやすくする形で、NPOがその間を取り持ち利用をやすくしていくという事業とご理解いただければと思います。

続きまして、その下の月ぎめ預かりの部分について、お話をさせていただきます。対象は57日目から2歳児という形で、支援内容は1カ月100時間までの預かり、支援場所は児童宅またはサポーター宅で、利用料金は1カ月2万円という形での預かりの事業でございます。「預かり」という言葉をあえて使っておりますが、「保育」ということで理解をいただいても、概要は似ているようなところでございます。1カ月100時間までの預かりということで、休職中だとか短時間就労の方も、これを利用すれば就労の機会を確保できるというような意味での利用ができます。開始年度をごらんいただければと思いますが、平成22年度ということで、いわゆるリーマンショック以降、待機児の問題が出始めたところに、休職中やパートタイム就労の方の就労支援的な要素も含めて、開始された事業ということでご理解いただければと思っております。

以上2点が、子育て応援隊ホームサポート事業でございます。

続きまして、上の部分、養育支援訪問事業の部分をごらんいただければと思います。

これは、養育困難家庭に対する個別支援でございます。私ども職員が、この家庭に対して支援が必要と認識し、かかわっていく中での訪問支援事業でございます。

区分としては3つございます。1番目が相談支援です。この相談支援ですが、メンバーは私ども職員が家庭訪問をして、養育技術・環境の面等々について、助言、指導をしていく、職員による訪問支援とご理解いただければと思います。

2点目、育児家事支援でございます。支援内容は育児支援、炊事、掃除、洗濯等の家事支援。これは委託をしております、専門性を有するNPO法人ということで、保健師の専門の、里親家庭の支援をしている法人に委託している部分と、あとは足立区におけるほっとほーむ協力員と呼ばれる、地域の協力員さんに支援していただいているという部分があります。これについて、支援期間としては、ずっと無料ということではなくて、支援期間3カ月を1つの期間として、家庭に支援に入ります。この支援ですが、主に親の養育力を上げるための支援。養育力が現実問題としてはかなり重たい世帯を対象としています、いろいろ施設入所等をしなくても済むような支援であると理解していただければと思います。具体的な数値でございます、今、こちらのほうの支援に入っている世帯数は、20世帯弱という状況でございます。

戻りますが、一番上の相談支援の具体的な数値は、大体、今の段階で200世帯程度を担当しているという状況でございます。育児家事支援はその中の重い部分をNPO等々に委託しているということになります。

最後に、預かり・送迎という部分があります。養育支援の中でも、例えばお子さんを一時的に預かるだとか、例えば保育園の送迎という支援だけで対応ができると。その支援で一定程度の養育力の向上が見込めるという家庭に対して、預かりと送迎の支援を行っております。支援期間ですが、支援を委託しているところでございますが、先ほどの下の「子育て応援隊子育てホームサポート事業」と同一のNPO法人でございます。6法人に対して委託しております。利用料金は、こちらのほうは無料に対応しております。ずっと無料というわけにもいきませんので、支援をしながら、その効果を図り、次の支援をどうするかということで、支援期間一応、40時間以内という形で切って、支援をしているというところでございます。

本題に入りまして、今回の見直しでございますが、右のところをごらんいただければと思いますが、養育支援の中の預かり・送迎のほうにつきまして、拡充をしていく。一方で、一番下の月ぎめ預かりにつきましては今年度で終わらせる方向でいきたいという見直しでございます。預かり・送迎の養育支援の部分は、今までは40時間でということで区切っているところがありまして、実際、私どもの現場のほうでも、40時間ではなくもっと使いたいというところもございます。ただ、無制限というわけにもいきませんので、一定期間を置いて、更新して支援の成果を見ながら、次の支援をどうしていくかということを考えていくというような形で、預かり・送迎を拡充していきたいと考えているところでございます。

一方で、月ぎめ預かりにつきましては、今、待機児童解消アクション・プランによる拡充等々も進んでいるところでございますので、こちらのほうにつきましては、いわゆる平成27年度に開始された子ども・子育て支援新制度の枠の中での保育というものではございませんので、制度の開始から3年間過ぎたということで、29年度で終了させていきたいという概略でございます。

それでは、報告事項1のペーパーをごらんいただければと思います。今、話をさせていただいたところを文字にさせていただいたというような状況でございます。概要につきましては、1の 養育支援訪問事業「預かり・送迎」と 子育て応援隊ホームサポート事業の「預かり・送迎」、ホームサポート事業の「月ぎめ預かり」この3つについて、これらについては、子育てホームサポーターが担っている部分

を、預かり・送迎のほうに重点化させていきますというものでございます。

理由でございますが、養育支援訪問事業、今、児童虐待件数の高どまり等々もでございます。また、つい最近では、ここには書いてございませんが、国のほうが養育家庭における、施設保護ではなくて、家庭的養護というような言葉で、養育家庭の拡充等々が進められてきますので、今後、家庭養育の支援の拡充につなげていきたいというところでございます。

3番目、子育てホームサポート事業の「月ぎめ預かり」につきましては、繰り返しではございますが、保育的な事業内容でございますが、家庭的保育や小規模保育等々に比べますと、やはりレベルが違いますので、今後は、先ほど言いました、国のファミリーサポートセンター事業に準じた内容にしていきたいというものでございます。

拡充内容は、繰り返しですが、養育支援訪問事業を拡充していくというものでございます。対象者の状況でございますが、養育支援訪問事業、今のところ20名程度おります。「預かり・送迎」の部分です。一方、縮小していく月ぎめ預かりですが、20名強という状況でございます。この方々につきましては、既にご案内を差し上げておまして、一定程度今回の保育の申し込みのほうに、申し込まれているというような状況でございます。

説明長くなりましたが、私からは以上でございます。

#### 橋本部長

ありがとうございます。

資料1の一番最初の、古庄委員からいただいたように、どちらの事業もよくわかっていないからとありますが、2つの事業もまざってしまってよく理解できませんという感想を多分、皆さんお持ちだったと思うんですけども、今の説明で何となくクリアになっていただけたかどうかというところでございます。

これに関しましては、後ほどまとめてまたご質問を受けたいなと思っておりますが、もし今ご質問を受けた方がというご意見があれば、さきにご質問をお受けしますけれども。

何となく小田委員に動きが見えたんですが、よろしければどうぞ。

#### 小田委員

小田です。

ちょうど昨日友達と話をしている、この月ぎめを使っているお友達だったんですけども、一応、3月までで終了ということで、今お話を聞いたところでは、待機児童の減少ということで、この月ぎめ保育がなくなりますと今お話をいただいたんですけども、そのお友達とか、ほかにも月ぎめを使っている友達がいるのですが、最近いきなり「出勤のタイムカードとか、出勤した証拠になるものを提示してください」と言われていたりとか、あとは外遊びは、例えば2時間以内までに設定されてしまったりと、少しずつ何か変化があるようで、私の友人が誤解していたのは、ひょっとしたら外遊びが2時間ということは、何か外で事故があったんじゃないとか、例えばタイムカードとかそういう勤務時間の証明になるものを見せてくださいというふうに言われるようになって、何かごまかしている方がいらっしゃるんじゃないとか、そういういろんなことがあって、何か終了してしまうのかなというふうに誤解している方が結構多いという現状があります。

終了して、正直困ると言っている友人もすごく多くて、短時間で勤務しているお友達が、保育園の待

機児童が減ってきてはいますけれども、パートとかですと、どうしても点数が低いですし、現状として、正社員の方の待機児童を減少させていると思うので、やっぱりパートとか、そういう短時間の方にとっては、この月ぎめの預かりというものが、すごく貴重で重宝していたので、終了するというんでしたらしようがないと思うんですけども、もしもう一度再検討できる可能性が少しでもあったら、こうした現状があるということを考えていただきたいなと思います。

あともう1つなんですけれども、この月ぎめ預かりは2歳児までだと思うんですけども、2歳11カ月でも一応2歳児に入ると思うんですね。私の次男が11月にやっと3歳になりました。正直、私が今、ダッシュで走って追いつくぐらいなんです。友人のほうから言われたのは、結構サポーターさんのほうが、70歳ぐらいの女性が多くて、どう考えても追いつけない。どうしてなんだろうというちょっと疑問の声もあって、そういうことを結びつけると、外出が2時間になってしまったとかも、結局、足が追いつかなくて、何か事故があったとか、軽傷であっても、事故があったりとかしたのかなと、ますます思ってしまうので、そういうことを友人たちと話をしていたんですけども、これはサポーターさんのほうがNPO法人さんのほうの管轄になってしまうので、ここで言っても何なんですけれども、もう少しサポーターさんの年齢まで考えていただけたらいいなと思います。

以上です。

#### 橋本部会長

ありがとうございました。今のご指摘の内容からすると、廃止の法的な取り扱い的に関しては説明がわかったんですけども、ユーザー目線からした場合に、取り消しの理由が見えにくいということがあったようですが、まず、事実確認として、今おっしゃったような、タイムカードを出してくださいとか、外遊び2時間以内というのが発生しているということは、支援課のほうで把握されている事実かどうかということについて、まずお答えください。

#### 高橋こども家庭支援課長

タイムカード等々出していただいているところはございます。これは短時間就労とか、求職中向けの方の事業ということなので、働いているという証拠として出していただきたいということで、ご案内しております。何でもかんでも受け付けますよということではなくて、保育の申し込みに準じた形で就労証明を出していただくと。就労証明が出ない場合も、状況の確認という形でご案内している事例がありますので、私どもタイムカードと話している事例は聞いておりますので、多分、それが委員からお話のあったタイムカードにつながっているのかなと思います。これは就労の証明という視点でございます。

あと、2時間以内の外遊びということについてなんですけど、この事業、1つ出てきた課題の中で、「預かり」という言葉と「送迎」という言葉で、一方で、昔はこれ月ぎめ保育というような言葉を使っておりました。「保育」ってどこで保育すべきなのという議論を、私たちの中でさせていただきました。家庭的保育にせよ、小規模保育にせよ、基本、場所があつてのことでございます。家庭的保育に準じたとするならば、家庭的保育で、そんなに2時間以上も外に行くでしょうかという視点でございます。使い勝手の中で、1日中、子育てサロンにいるんだよというような話もあり、それは本来の使い方じゃないよねという議論をしながら、やはり自宅またはサポーター宅が基本なんだからということの中で、じゃ、何時間まで外に行つてというのを、本当は時間を決めるべきじゃないのかもしれませんが、一般的に考えるとすれば、午前中、お昼寝までの間の外出というようなところで考えれば、2時間程度なんじ

やないんでしょうかというような形で、事業者等々にはお知らせさせていただいているところです。あくまでも自宅またはサポーター宅を基本としているというところの運用が、かなりバラバラなところが出てまいりまして、そういったところのルールづくりという中でのことでございます。

#### 橋本部長

ありがとうございます。

ということからすると、ルール自体はかなり明確だし、納得のいく内容だと思うので、ユーザー側のほうがそれをちゃんと説明を受けてなるほどといえば、従っていただきやすいということで。ただ、ユーザー側にその理由が伝わっていなかったみたいなので、それは何かうまい方法を考えていただくというのが重要かもしれません。

それ以外のことにつきましては、一旦、ちょっとここで保留とさせていただいて、後ほど、合わせて、お受けしたいと思います。

それ以外、先ほど挙げたもの以外で、資料1のほうで事前質問の形で出ている内容がございますので、今度は、これについて、各担当課のほうからご質問に対して回答をお願いしたいと思います。

1番のこども家庭支援課については、何となくわかったみたいですので、飛ばしていただいて、2番の情報連絡事項(1)家庭的保育事業者に対する子ども・子育て支援法第14条に基づくのところ、すみませんが子ども施設指導・支援担当課のほうからご説明のほうをお願いします。

#### 小室子ども施設指導・支援担当課長

それでは、子ども施設指導・支援担当課長の小室でございます。

古庄先生のほうからご質問をいただきました。子ども・子育て支援法第14条とはどういうものかということですが、条文そのままのことなんです、ざっくり言いますと、子ども・子育て支援法の対象施設、事業者、いわゆる認可保育所、こども園、小規模保育、家庭的保育事業、それから一部の支援法に移行している私立幼稚園がありますけれども、こういった施設が適切な教育、保育を行っているかということ、関係者に聞き取りをしたり、書類を審査する権限を市町村のほうに与えているというものが14条でございます。

その次のページ、2ページにいただきますと、の「家庭的保育事業者は全体で何名ですか」というところですが、29年度は163名の保育ママがいます。今年度家庭的保育事業者50名の指導検査を行ったところなんです、昨年度は新制度が始まったばかりということもあり、こちらの体制の関係もありまして、10名指導検査を行いました。来年度、再来年度は今年度と同様に50名ずつ指導検査を行っていく予定でございます。

それから の「口頭指導及び助言の主な内容が記載されているものは件数が多かったものですか」、それと件数は何件かということですが、記載させていただきましたものは、おっしゃいますとおり、件数が多かったもの、それから比較的大事だと思われるものを記載してございます。助言などについては、細かいところがありまして、1件1件というのもありましたけれども、まとまった数字があるものは、なるべく載せるようにということで記載させていただいております。

以上でございます。



## 橋本部会長

ありがとうございます。

引き続き、資料1に沿ってまいりたいと思いますが、その次が、齊藤委員のほうからの事前ご質問に関する内容になります。こちらのほう、子ども施設整備課のほうのご担当です。よろしくお願いいたします。

## 田巻子ども施設整備課長

子ども施設整備課長田巻でございます。

報告書の11ページ、「未来を担う子どもたちのためにA to Z（何から何まで）」というところのご質問なんですけれども、小規模保育施設ということで、少人数のお子さんを預かる施設になります。一人一人に目が届きやすい、小規模保育施設ならではの利点を生かしたいと、そういった形で保護者の意見も聞きながら、できるだけ要望に応えていきたいということで、「A to Z」という、スローガンというか、そういったことを事業者のほうでは考えているということでございました。

そして、13ページの2番の(1)のところ、方針に対する得点が800点中570点、どのような点が評価されているかということなんですけれども、それにつきましても、さまざまな資料を読みながら、運営方針ですとか保育理念、また年間計画そういったところや、本部の巡回支援体制も重要なポイントで、総合的に評価させていただいて、こういった点数になっているということでございます。

続けてよろしいですか。

## 橋本部会長

よろしいです。

## 田巻子ども施設整備課長

続けて今度、古庄先生の質問です。こちら別紙1-1というところ、具体的には、報告書の22ページになります。こちらにその他の活動による収支というのが記載されております。ほかの事業者の資料には「その他の活動による収支」という項目がないのに、ここだけなぜ書かれているのかということなんですけれども、こちらについては、事業者自らが非常に、正確に書いていただいたためということになります。この表が収支計画としては、読みづらくてわかりづらいと思いますので、簡単にここでご説明させていただきたいと思うのですが、平成31年度収入支出がありまして、差し引きがマイナス698万円に加えて、返済予定が552万円ということになっております。合計すると、1,250万円の赤字になるということなんですけれども、そこは下のその他のところに書いてありますとおり、収入長期借入のところで、1,250万円を借りられているということで、プラス・マイナスゼロということになっております。ここの返済、上の表でいう「返済」と、下の表でいう「借入返済」というところがわかりづらいんですけれども、よくよくこの資料を見ますと、上でいう返済というのは、福祉医療機構から長期で借り入れる金額になっています。20年ぐらいの返済が計画されていて、これが毎年500万円ぐらいずつ返済していきますよと。その他の部分で、社会福祉法人では、さまざまな拠点区分で会計を持っています。その中で、ここの整備のために、法人内の施設間で借り入れている金額というのが、下の表でいう1,250万円ということになっております。なので、ここは借入、返済を分けて書いてるので、ちょっとわかりづらくなってしまっているということでございます。この1,250万円のと

ころはこの5年間の中で償還していきますよと、そういう表になっております。  
よろしいでしょうか。

**橋本部長**

社会福祉法人の会計基準が変わったりとか、そこら辺は見ないで大丈夫なのでしょうか。

**田巻子ども施設整備課長**

それは問題ないと。

**橋本部長**

わかりました。  
では、続いて、次の。

**田巻子ども施設整備課長**

次は、資料1の3ページ。川下委員からのご質問になります。

開設年度以降5年間の収支予算ということなんですけれども、新規園については記載のとおり、当初は四、五歳児は定員に空きが出ます。その辺をどうとらえるかによって、定員に入っている子どもの数によって運営費が支払われますので、それをどのように充足率を見ているのかという質問なんですけれども、各法人とも、大体そこは計画の中で書いてきているんですけれども、おおむね初年度は7、80%、2年目で大体80%後半から90%、3年目でほぼ100%からちょっとそれを割るぐらい。4年目以降は100%ということで計画上は書かれております。それに見合った人件費、事業費等が書かれているということになります。

下の質問ですけれども、人件費比率につきましては、施設間に大きな差が確かに見受けられるという状況がございます。それについて区としては、どのあたりの人件費率が適切なのかと考えているのかという質問でございます。これにつきましては、国が定める保育園の運営費、公定価格と言っていますけれども、その積算内容は、区の方へは示されておりませんので、区として適切な人件費率というものを示すことは大変難しい状況になっております。高ければ、保育士の皆さんに払われるということなので、それはよいことなんですけれども、高過ぎてまた運営を圧迫する部分も逆にはなくはない。低ければ、低だけ保育士さんに人件費は払われていないんですけれども、逆にいうと、運営的には安定しているというところなので、どちらも過ぎるのはよくないと思うんです。ちょうどいいところで大体60%から70%ぐらいで、おおむね推移しているのかなというところがあります。ただ、一部には60%を割るような事業所もあるというような状況でございます。

**橋本部長**

ありがとうございました。

あと、ほかに残っておりますのが、情報連絡事項8のほうで、これはご担当、子ども政策課のほうになるんだと思いますが、古庄先生からのご質問について。

じゃ、よろしくご説明をお願いします。

## 松野子ども政策課長

それでは、情報連絡事項1 - 1の47ページの関連でございます。

「未来へつなぐあだちプロジェクト」の冊子の中の、幼稚園の経費に関する記述についてのご質問でございました。ご質問は47ページの事業に関する質問ですが、46ページにございます事業も関連してまいりますので、この2つの事業を絡めてのご説明となりますこと、ご了承ください。

まず、ご質問のほうですが、確認をいたしますと、総事業費は、補助金の総額と考えてよいかどうかというご質問をいただいております。幼稚園の利用者の方に対する補助につきましては、47ページはもちろんのこと、46ページの事業についても、二階建てのような形でお支払いしております。

ご質問のほうは47ページの事業費、あるいはその対象人数についてのお話でございましたが、46ページの幼稚園就園奨励事業のほうもセットで私どもは考えているというところを、まず前提でお話をさせていただきたいと思っております。

ご質問の内容は47ページのほうの、幼稚園、保護者負担軽減のほうの人数が減っていて、また金額も減っているのだけれども、金額のほうの減少率が大きいというような内容でもございますが、まずは、区からの補助としては46ページと47ページの2つをセットで考えていますというところを、ご理解いただければと思っております。

## 橋本部会長

すみません。多分、この幼稚園就園奨励費というのと、あと私立幼稚園園児保護者負担軽減費というものの制度が皆さんよくわかっていないので、二階建てというふうに言っても話が通じないので、ちょっとこれについても、もう少し説明してもらえますか。

## 松野子ども政策課長

それでは、その点につきましては、今回、補足でお配りをしています、資料1の4ページの横版のほうの資料、こちらも含めてごらんになっていただければと思っております。まず1つは、回答というところを見ていただきますと、㊦の幼稚園就園奨励費、こちらにつきましては、未来へつなぐあだちプロジェクトの46ページの事業に当たりますが、この就園奨励費というのが国の制度にのっとって行っているものでございます。

それから㊧の私立幼稚園園児保護者負担軽減費、こちらにつきましては東京都の制度にプラス区の制度を上乗せして、二階建てというふうに先ほど申しましたけれども、要は国のほうの制度に、上乗せをして、都や区の補助を乗っけている、そういうものでございます。

そして、この幼稚園就園奨励費につきまして、そちらのほうを優先する。まず、そちらを使って、それを使い切った場合、東京都、あるいは区のほうの補助を使うという仕組みでございます。

まずは、二階建てというところをご理解をいただけたでしょうか。

そうしますと、ご質問の内容にさらに入っていきますが、今回のご質問は、私立幼稚園の保護者負担軽減費、つまりここで言いますと、回答欄の㊧の部分の、東京都の制度と区の制度の部分について、未来へつなぐあだちプロジェクトの冊子で言いますと、47ページの上のほうになりますが、こちらの支給対象人数、中ほどの箱にありますと、28年度は27年度より84名減、これが11%の減ということになっているなかで、補助金額は6,700万から4,600万となっており、31%も減となっているのはなぜかというものでございます。このあたりのことを図式化したものが、資料1の5ページに

なります。

先ほど二階建てということで、国の補助金を使い、それに都や区の補助を乗せていますというお話をさせていただきましたが、単独で見た場合よりも、全体でお示したほうがわかりやすいかと思ひまして、5ページの図2をごらんいただきたいと思います。まず、㊦就園奨励費につきまして、国の制度、こちらのほうが実はふえているというところがございます、それの上に乗っかっている東京都の制度、あるいは区の上乗せをする部分、保護者負担軽減というものの割合が逆に減っている。これは、構成が変わってきたというところが大きな原因となっているのですが、人数的にはやや減って、10%ほど減ったところが、保護者負担軽減費の分だけをとって見ると、30%以上の減になっていて、単独でこの部分を見ると、かなり減ったように見えるという、そういった状況が起こっております。

数字のところでは言いますと、そのようなご説明になるんですが、幼稚園に通っている保護者に対しての補助金という部分が、昨今の保育の拡大というところで、非常にしわ寄せを受けているというか、幼稚園のほうへの補助が薄くなるのではないかというような印象をお持ちになることは、当然あると思ひます。

実際に園児1人当たりの補助というところで着目してみると、ちょっと戻ってしまうんですが、5ページのところの図1のところ、こちらのほうは、1人当たりの補助として見た場合には、どのようになっているかというご説明でございます、対象の人数は若干減っております。しかしながら、1人当たりの補助額というのは4.61%ふえているというような、そういった状況になっているということをご補足させていただきます。

ただ、幼稚園と保育園の補助について、差がある部分というのが見受けられるのではないかと。それから幼稚園のほうの補助がどんどん減っていってしまうのではないかとご懸念もございまして、利用になる方の負担感の均衡をとるといふか、そういった部分に配慮しながら、幼稚園に行かれる方、保育園に行かれる方、どちらもお子さんを育てる環境というところでは、大事なところでございまして、できるだけそういった差はなくしていきたいなというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### 橋本部会長

すごいわかりにくかったので、もう1回ちょっと確認いたしますけれども、要は、国のほうの就園奨励費のほうで、多子、ひとり親世帯などに対する増額が図られた結果、人数は減っているけれども、約200万円ぐらい総額としてはふえる格好になっているので、1人当たりになると、就園奨励費のほうは、一人頭が増額になったと。それを受けて、国の制度の就園奨励費のほうを優先になっているので、都や区の制度のほうのこの負担軽減費のほうの支払い基準が変わって、大幅に減額みたいな形に見えるけれども、基本、一人頭としては4.6%補助としては厚くなっているという結果になっているということですね。

#### 松野子ども政策課長

ありがとうございます。

#### 橋本部会長

ただ、その4.6%ふえたということと、その保育園のほうの保護者に対する補助額との間に依然差

があるということはまだ残っている話で、これはまた別問題として議論が必要だという形になるのかと思います。

以上が資料の1のほうに基づきました、事前質問に対するご回答という形で承ったものです。

これについての質問を受ける前に、あと残りもう2つほど宿題がございましたので、資料2のほうに基づいて、お話を伺おうかと思います。

先ほどの議事録の最後のほうを見ていただくとわかりますが、鳥山さんのほうから台風で大騒ぎになりましたときの報告をいただきました。あのときの記憶といたしましては、中嶋委員のほうから2点ご指摘があって、1点が土のうの配布ですね。個人ではなくて、施設のほうの土のうは配布にならんのかということに対するご指摘があったところと、またもう1つ、Aメールのほうが施設のほうに届かなかったので、これもうちちょっとどうにかなりませんかというお話の2点が、最後のほうで挙げられました。Aメールのほうに関してはそのとき松野課長のほうからそのときは注意レベルでとまったので見送っちゃったけれども、施設のほうでご不安があるだろうから丁寧に見直しますというご判断なんですけれども、その後何かAメールの送付基準とか変わりました。まだ検討中ですか。

#### 松野子ども政策課長

Aメールの送付基準ということでは、特に変わっておりませんが、水防、あるいは防災の関係で我々もう一度見直しをしなければいけないと考えておりますので、その中でいただいたご意見も考慮しながら進めていきたいと考えております。

#### 橋本部会長

ということで、現在まだそちらは検討中ということで、あともう1つの土のうの問題に関しましては既にご検討があったので、それについて、同じく松野課長お願いします。

#### 松野子ども政策課長

土のうにつきましては、基本的には個人のお宅を対象に配布というか、貸し出しをしているものがございますが、小規模保育施設につきましても、なかなかストックを置く場所がなかったりするだろう、ご自身でご購入等するというのは難しい施設もあるであろうと。そうであれば、しかる場所に来ていただければ、貸し出しのほうを行いますということで、区の土木から確認を得ておりますので、必要に応じて、各施設さんで事情が違うと思いますので、ご準備いただける場合は、もちろんご準備いただきたいと思いますが、お使いになりたい、必要があるということであれば、対応できるということでございます。

#### 橋本部会長

ありがとうございます。

あともう1つ、これも前回たしか飯田委員から出されたものだったと思いますが、小学校の交通安全教室のほうにご質問がありまして、そのときちょっと取りまとめでということで、宿題になっていた、こちらのほう交通対策課長のほうから、よろしく申し上げます。

## 須藤交通対策課長

交通対策課長の須藤です。よろしくお願いいたします。

交通安全教室のご質問をいただきましたので、それについてご回答させていただきます。

まず、回答に入る前に、何で3年生なのかというところなんですけれども、実は、警察庁の統計から見ますと、ちょうど小学校3年生ぐらいから、自転車の事故がふえてくるということが統計的にありましたので、小学校3年生を対象に交通安全教室をやるということでございます。

実は、それ以降どんどんふえていって、統計的には16歳、高校1年生が自転車に乗用中、乗っている間に事故に遭われてけがされたり亡くなったりする方については16歳がピークというような統計が出ています。事故がどんどんふえていく中で、なるべく早いうち、さらには、ある程度自転車の乗り方を教えてわかる、理解してもらえるとということで、3年生をターゲットにして交通安全教室を実施しています。

それでは、それぞれの質問についてお答えをいたします。資料2をご覧ください。

まず、開催についてのお知らせでございます。学校を通じてなのか、あるいは区から個別ということかという点ですけれども、この教室自体が学校の授業の2コマぐらいお借りして、学校の授業の一環として実施しているものでございます。区から直接各ご家庭のほうにお知らせするということはございませんので、学校のほうから年間の授業の一環として、交通安全教室をやりますということでお知らせいただいているものと認識しております。

それから、学校を通じて知らされるとしたら、区外の小学校に通っている子どもたちに何も連絡が行かないのかということですが、基本的には区内の公立小学校の全校の3年生対象ということでございますので、現時点では区外の小学校に通学されているお子さんのご家庭のほうには通知は行かないことになっております。

続きまして、質問の2番目でございます。親御さんのほうがマナーをわかっていない場合が多いということで、こういった人に対してのマナー教室とか、地域の危ないエリアという印象があるところ、そういったところを対象としてマナー講座をやってはどうかというご質問でございます。

我々としても、実は交通安全教室は幼稚園と小学校、あと中学校、高校で自転車のスタントマンを使って、自転車の交通安全教室をやっています。それから、住区センターに行き、高齢者の方が多いんですけれども、そこでも交通安全講話をやっています。

ただ、やっぱり就労世帯と言いますか、お母さん世代とか、そういったところの交通安全の普及啓発がちょっと弱いというのが、我々としても課題と思っております。こういった人たちを対象に、何か集まっていたりして講座を開いたり、講話をしたりとか、警察の方に行ってもらってやるんですけれども、なかなかそういう呼びかけをしても集まっていけない。そんな状況もございます。

我々から、町会の方々にも話してはいるんですけれども、地域の方々が集まって、そこにリクエストがあれば、警察の方が行って、いろいろお話をしていただけるような仕組みがありますので、そういったことを活用していただいて、お母さん方含めた就労世帯の方々に、交通安全の普及啓発を図っていければなというふうに思っています。

我々としても、なかなか直接話をするのができないので、チラシをつくって学校を通して配ったりとか、自転車を安全に乗れるような普及啓発を一生懸命やっているんですけれども、なかなか実を結んでいないというか、効果があらわれるまでには、かなり時間がかかるのかなと思っています。

そのほかにも、私たちの職員と警察とが一緒になって、毎月数日間、主要な交差点でキャンペーンを

張ったりとか、そういったことも地道にやっているんですけども、こういった活動はやっぱり継続していかないといけないかなと思っています。

最後に、1、2年生は1人で自転車に乗ってはいけないなどのルールということで、入学式のあるときに親に対してきちんと周知すべきということなんですけれども、乗ってはいけないというルールは多分ないだろうと思います。学校のほうで、判断するんだろうと思いますけれども、これは学校や教育委員会のほうに、各学校ごとで多分ルールはつくるような形になるのかと思うんですけども、親のほうにそういったルールをお話ししてもらうようには要請していきたいと思っています。

Q1の が飛んでいました。この交通安全教室のテストを受けないと、3年生から1人で自転車が乗れないと聞いたが本当かということなんですけれども、これも区のほうからそのような指導をしているという話ではなくて、1人で自転車が出かける機会が多いというのは、各学校で認識されておりますので、免許証を取れば乗ってもいいですよというようなアナウンスをしていると聞いています。ただ、それはそれぞれの学校の判断でやっているというようなことを聞いておりますので、全学校が統一してやっているということではないようでございます。

自転車の乗り方というのは、学校とか家庭とかそういったことだけでは、なかなか徹底できないと思いますので、やはり家庭もそうだし、地域もそうですし、学校でも、あと我々行政からもそういった普及啓発、いろんなことを合わせて、安全で事故のないような環境づくりといえますか、子ども達を守っていきけるようなそういったことにつながっていけなばということで、引き続き我々としても努力していきたいと思います。

私からは以上です。

#### 橋本部会長

ありがとうございました。

以上、報告に関しましての説明をいただきましたので、ここからさらに委員からの追加ご質問を受け付けてまいりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

事前質問にあったことを、再度ご質問いただいても構いませんし、もしくは事前質問で出せなかったことを、改めてということでの質問でも構いません。いかがでございましょうか。

では、齊藤委員。

#### 齊藤委員

すみません。私が質問させていただいたところなんですけれども、ご説明いただきまして、ありがとうございました。ご説明からは、どういったお考えなのかというのが伝わってきたんですけども、保育所の運営方針のところ、「何から何までお任せいただける」という表現ですけども、これをそのまま受けとめれば、指針の考え方とはずれていると私自身は思います。今後のことも含めてということでは、やはり指針を理解した上で、自分たちの組織は保育所を運営しているということをちゃんと外に表現していく上での言葉を、ぜひ選んでいただきたいと思ひますし、選定をする際にも、そういったところの指導をぜひ今後お願いしたいなと思っております。

#### 田巻子ども施設整備課長

ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、私もご指摘はよく理解しているつもりです。まだ

新しい事業者なんですけれども、代表の方も含めて、非常に勉強しているような姿勢が見られましたので、誤解のないような表現の仕方ということも含めて、伝えていきたいというふうに思っております。

#### 橋本部会長

ほかにご意見ございましたら。  
では、川下委員。

#### 川下委員

私が質問させていただいた部分です。ありがとうございます。

ここに書かれているように、1年目、2年目は定員を欠けているような状況があったということで、当然、職員配置は定員でなければいけないというルールになっているので、初年度、2年目は定員が欠けている分収入が少ないのに、人件費が当然ふえてくるんだろかなというような印象を持っていました。回答にありますように、適切な人件費率が区では示せないというような回答なんですけれども、何%だよとかというような細かなところまではいかないのかもしれないですけども、やっぱり最低好ましい基準というのは、これだけ施設を運営していれば、おわかりになっているんだろかなと思うし、調べていただきつついただきたいなという希望があります。

今回、この資料をざっと見ても、やはり一番人件費率の低いところであれば50%、55か60ぐらいから、80%ぐらいまでのところがあるわけなんです。そうすると、単純に、人件費率が低ければ、経営の安定化が図れているのかということでもないと思うんですね。特に、これを順番に並べていくと、やはり区のほうが人件費率が高くて、どうしても株式会社のほうが人件費率は低いというのは、この予算書を見ても明らかなんです。ですから、そういう意味でいけば、せっかく区が一生懸命人材確保も考えているという中で、このくらいは最低は使ってほしいよねというようなことも、示されてもいいのかなと思います。意見です。

#### 橋本部会長

では、これに対して。  
廣島委員。

#### 廣島委員

今、川下先生のお話、実は人件費率のことについて言えば、設置主体によって相当開きがありますので、必ずしも数値で示すということについては妥当性は持たないと。設置主体そのものによっても違いがありますので、その辺は今のお話を伺っていると、例えば、70、80になったときに、会社としては成り立たない。むしろ70、80で成り立つこと自体が、その内容の精査が必要だろうと。その人件費の内容の精査が必要だろうというふうに思いますので、今、お話あった数値で示すということについて申し上げれば、おおむね運営する上での適正な数値というのは当然ありますから、もしそれが下回るようであれば、人は集まらない。それが何よりも如実に示していると。現実ですから、その辺は若干違和感を持ちます。

以上でございます。



## 橋本部長

委員からご意見ありましたが。

## 田巻子ども施設整備課長

それぞれ、そういった事情があるというのはよくわかっていますし、そういった中で、なかなか適切な基準というのは非常に示すのは難しい部分があるかなということがあります。

それと歴史の長い社会福祉法人なんかですと、それなりに経験年数を重ねている保育士さんも多くいるということであれば、当然その分、人件費は率として上がっているということと、新しい法人なんかはやっぱりなかなか保育士さんの定着、離職率の高い中では、人がかわっていくとどうしても初任給から上がっていかないということで、結果的に人件費というのは低くなっているというような経緯もございます。そういったケース・バイ・ケースでいろんな事情があるということでございます。

## 橋本部長

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、中台委員。

## 中台委員

中台です。

先ほどの自転車の話についてなんですけれども、実際、子どもたちの間では、学校独自のルールがひとり歩きしている部分がありまして、区外の児童には通知が行かないですとか、あとは学校独自にお任せしているであったりとか、親御さんが就労世帯が集まってくれないという問題があって、なかなか周知ができず、成果につながらないという現実があるようであれば、子どもたちの命を守る、安全を守るという視点と、子どもたちが引き起こすであろう事故を未然に防ぐという意味で、条例制定などはすることはできないものなんでしょうか。そうすれば、間違いなく全員に伝わると思うんですけれども。

## 橋本部長

これに関していかがでしょうか。

## 須藤交通対策課長

今、区で条例制定されているのは、自転車関係ですと、自転車の駐輪の関係ですね。不法駐輪が一時期かなり取り沙汰されて、その内容で条例があって、最近、鍵かけを徹底しましょうということで鍵かけ条例ということで設定しています。

安全利用とか利用促進に関する条例というのが、ほかの自治体のほうでも、今、いろいろと出されているところもありますので、こういったものがいいのか、ちょうど今、研究を始めたところです。ですので、そういった面の視点も含めて考えていこうかなとは思っていますけれども、まずは、条例制定の前に、こちらから積極的に普及啓発の活動を仕掛けていかなきゃいけないだろうと思っていますので、今まで以上に自転車教室というのを、中高でやっている自転車教室、主に中学校ですけれども、今まではお子さんだけに見てもらっていたのを、今年から試行的に地域の方々に入って見てもらうことにしたりとか、学校以外で、今年は雪見公園という神明の公園ですけれども、そこで自転車教室を休みの日に

開催したりとか、いろいろ仕掛けを実はやり始めているところです。

やっぱりどんどん町場というか、皆さん方の前に行って、いろんな普及啓発の活動をやっていくことが一番大事ななと思っていますので、まずはそちらをどんどん積極的に展開していければと考えています。我々と警察と一緒にやっているんですけども、なかなかそういったことだけでは十分じゃないところもあって、やはり地域の方々のご協力なしでは進まないところもありますので、そういった点については地域の方々を巻き込んで一緒になって普及啓発できればなと考えておりますので、皆さん方のご協力もいただきたいと考えています。

#### 橋本部長

先日、ほかの市区町村では、中学2年生がおばあちゃんをひき殺しちゃった事件も起こっていますので、お子さんの安全だけでなく、地域の方々の安全ということも考えれば、結構これは大きい問題だろうと。その点で、今、地域の方々を巻き込むというのは、大変重要な視点だと思うんですけども、そういった意味では、1、2年生の子で、自転車って、別に土手で走りたいから走っているわけではなくて、多分どこかへ行くために乗っているんですよね。お母さんと一緒に。ということは、要するに、それこそスーパーだのコンビニだの、もしくは児童館だのというのは、結構キャッチメントエリアとしても考え得るものではないかなと思うので、何も交差点でやらなくても、むしろコンビニの前でやったほうが、キャッチしてチラシを渡したりとか、協力をお願いして、キャンペーンを打つとか、ぜひそういった意味での民間の巻き込み方を広くご検討いただくのがいいんじゃないかと思いました。

あと、ほかいかがでございましょうか。それでは中嶋委員。

#### 中嶋委員

今回の情報連絡の中の3ページ。報告事項1の資料の中の3ページ、情報連絡事項1というところで、家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果についてと述べられていて、口頭指導及び助言がかなり多いところがとても気になりました。私が知っている限りでいくと、家庭的保育事業者になるために、120時間の研修を受けて、事業を開始できるというふうに記憶があるんですけども、それで間違いなかったでしょうか。

#### 千ヶ崎子ども施設入園課長

子ども施設入園課から回答します。

事前に研修をきちんと受けております。時間数については、その程度ではあるんですが、数字はすみませんが、後ほど、ご案内させていただきたいと思いますが、きちんと研修を受けた方になっていただいています。

#### 中嶋委員

実は私、保育士になる養成校、短大の授業を持っているんですけども、乳児保育ということで、90分30コマで2,700時間の授業を持っているんですが、それでも指導計画を立てられるように、生徒たちに指導していくのはすごく難しく、その前に子どもの発達だとか、いろいろ指導すべきことがあります。何を言いたいかというと、120時間しか研修を受けていない人に適切な指導計画の作成を求めるのって、すごく酷なことではないかなと思ったりするんです。とはいっても、実践されている

実績があるということであれば、今回、この口頭指導とか助言とかというところを踏まえた指導のカリキュラムの組み方とかというのが、区として検討すべきことではないかなと思いました。

#### 橋本部会長

このご意見に関してはいかがでございましょう。

#### 千ヶ崎子ども施設入園課長

所管する子ども施設入園課からお答えいたします。

すみません、まず研修時間についてなんですが、今、手元から資料を取り出しました。現在は給食の関係とかいろいろありまして、保育ママの採用をしていない状況でございます。これから申し伝えます数字は、採用していた当時の状況なので、今後どうなるかというところは置いておきまして、当時は、講義21時間、見学実習が2日間というのが、まず基本の研修。プラス認定の研修ということで、88時間と20日間の実習ということで、計109時間、22日間の実習、これを保育ママの方には受けてもらって、認定というふうにさせていただいております。

今、ご指摘があったように、保育士と同様の内容を求めるのは酷じゃないかというお話だったのですが、今回の文書指摘のところでは言いますと、保育の内容というよりも、配置のところの問題だったんです。人の配置のところでの指摘です。当然、保育の内容については、口頭指導とか助言というのものももちろんあったんですが、そういった基本的に知っておいていただきたいということは、丁寧に指導していく必要があるのかなと思います。実際、この文書指摘をいただいた方についても、その後の指導で改善がみられておりますということも、申し添えておきたいと思っております。

また、研修については、おっしゃるとおり、保育ママになってから質を高めるという活動、これはとっても大切なんです。今、我々としても、年間に、今年度でいうと7回か8回ぐらいですね。いろんな研修、例えば小規模とか、認可保育所の方とか、全てを合わせた5事業者研修、6事業者研修、そういった研修をやっております。それから保育ママの全体会の中で、集まっていたときに、合わせて研修を行うことだとか、それから保育ママ独自の研修も年間何回も実施しているところです。そういったことを踏まえて、質の担保というか、質の向上を図っていきたくて考えております。

最近の動きとして、自主勉強会というのも始めております。これは年間スケジュールにのっとった研修ではないんですけれども、やってみたい方は来て一緒に学びませんか、例えば子どもの手遊びだったりとか、そういったことを自主勉強会ということで立ち上げたりとか、質の向上には努めているところでございます。

以上です。

#### 橋本部会長

それでは、古庄委員、それから掛川委員のほうから。

#### 古庄委員

先ほどご説明いただきました、こちらの資料1の4ページですね。4ページで別紙資料の情報連絡事項1-1、先ほどわかりづらいと言っておりましたが、就園奨励費、保護者補助金のお話ですが、ご回答いただいたのを見ますと、これはABC階層のみの数字ですので、資料1の5ページをちょっと見て

ください。5ページに表がありまして、園児1人当たりの幼稚園保護者補助金の推移ということで、27年度から28年度、これだけ補助額が上がりましたよと書いてありますけれども、これは所得者層に対する補助額の増額をひとり親世帯、多子世帯に対する就園奨励費の増額などによって、このように変わってきておりまして、このABCのみのことなので、皆さん先ほどのご説明だと誤解なされるんじゃないのかなと。全体の保護者に対する補助が上がっているというわけではありませんので、この辺は誤解していただかないほうがいいなと思っています。

総額で、全体でこれを見ますと、27年度から28年度と表が出ておりますが、1,500万円の減なんですね。これ単年度ですから、これまでも多分減になっているんだらうなと思います。園児も減少しておりまして、保育園への就園率も上がっておりますから、幼稚園に上がるお子さんの数は減っておりますので、減になっております。

では、その額をどこに持っていったんだらうなというのが、私の一番言いたいことなんですね。もちろん、こういう金額は積み上げ方式だということのお話もありますけれども、これだけ保育園にお子さんを上げる方、保護者に対する補助と、それから幼稚園に就園させる保護者に対する補助に差がある中で、それがこれだけ減額しているんだったら、その分を上乗せしていただいたらいいんじゃないかなと。1,500万円って大変な額です。その辺はどうお考えなんでしょうか。

#### 橋本部長

もし、掛川委員も似ているような質問だったら、ついでに一緒にやっちゃってください。  
掛川委員。

#### 掛川委員

3ページのところで、繰り返しになりますが。現場で指導とか支援とかした場合、その後のきちんと直しているか経過とかは、どうしているんですか。家庭的保育の方たちに指導した後に、直っているのかとか、そういうこと確認は役所のほうでもやっていたらいいんですか。

#### 橋本部長

これ2件別だったので、まず最初に古庄委員のほうに対して、子ども政策課長のほうからご回答をいただいて、その後、掛川委員について、これは子ども施設指導・支援担当課のほうからお願いいたします。  
まず、子ども政策課長。

#### 松野子ども政策課長

子ども政策課のほうから、幼稚園のご質問でございます。  
まず、こちらの未来へつなぐあだちプロジェクトは、貧困対策ということですので、そもそもABC階層に限った対象でございましたので、限定的な表現となっておりますことはご了承ください。  
1,500万円の差があって、そこのところはどこにいったかというようなお話ですが、そもそも保育園の予算はの中で、幼稚園の予算はの中でというような金額の枠を決めてしているわけではないので、そこから飛び出た部分をどうしようというようなことではなく、必要なものを毎年、必要なだけ、どこにどれだけ必要かということで積み重ねておりますので、最終的に出た差額というところが1,5

00万円であったということです。その分のお金をどっちに回したとかというような、そういった考え方は持っておりませんので、申しわけございません、捉え方の違いかなとは思いますが、これをどこかに回したというような表現はちょっとできかねると思っています。

#### 橋本部長

次は、子ども施設指導・支援担当課お願いします。

#### 小室子ども施設指導・支援担当課長

ご質問、ありがとうございます。

3ページの4(2)にありますけれども、「口頭指導・助言を行った事業者については、順次実地調査にて、改善状況を確認しており」ということで、必ず指導検査を行って、文書指摘、口頭指導、助言を行った者につきましては、その次の実地調査というのは、これも14条に基づいて行っているものなんですけれども、保育の中身、運営を中心に、再度入っていくようなところもありますので、その中で、しっかりと確認をとっていくということを実施しております。

以上です。

#### 橋本部長

ありがとうございました。

大体お時間もいいところまでまいりましたが、あとほかに何かコメントやご質問があれば。

では、中嶋委員。

#### 中嶋委員

先ほど、小田さんがお知り合いのことで心配なさっていた、パートをしている方がなかなか保育園に入りにくいというお話があったかと思うんですけれども、短時間認定と標準時間認定があって、パートの方は短時間認定のほうが多いかなと思います。認可保育園は多分、標準時間認定から順番に入所調整がされるかと思うんですが、小規模保育室は、短時間認定の枠も設けているので、そういった方も多くお預けになっていらっしゃると思います。今回の入所申し込みでも、そのことをご理解して申し込まれているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、情報提供です。

#### 橋本部長

ありがとうございます。

小規模のほうに関しましては、前回からも需給ミスマッチが起こっているということについて、ご指摘のあるとおりで、こういったことも含めて引き続き子ども政策課のほうなどでもご検討いただければと思います。

ほかいかがでしょう。よろしゅうございますでしょうか。

ということで、年末、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございました。

以上で、報告事項等に関する報告ならびに質疑終了といたしますので、事務局のほうにお返しいたします。

### 松野子ども政策課長

会長、ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局からの連絡事項でございます。

本日、お車でお越しの方につきましては駐車券のご用意がございますので、お近くの係員までお声がけをいただければと思います。

それから、次回の会議の開催でございますが、3月16日の金曜日の14時からを予定しておりますので、場所は本日と同じ、こちらの特別会議室になりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 橋本部長

先ほどの附属資料にもありましたように、中央政府が突然無償化と言ってみたり、まだ受給ミスマッチがおさまっていなかったり、それから、先日ちょっと某所でちらっと聞いたことでは、小学校の養護の先生が学童保育ほかでけがしたときに誰が面倒を見るのか、実は大変になっているんだとか、結構いろいろ子ども・子育てをめぐる地域の問題、山積の状況でございますが、引き続き各委員のお知恵を拝借して、足立区としての解決策を模索するという形でご協力をお願いしたいと思ひます。

では、事務局、最後締めを。

### 松野子ども政策課長

それでは、本日の子ども支援専門部会を終了いたします。お忙しいところ、本日はありがとうございました。